



(010)

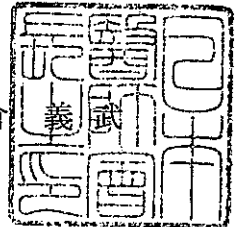
日医発第 310 号(地 I 73)(地 III 73)

平成 25 年 6 月 28 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横倉



薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局長より各都道府県知事に対し、「薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

今般、薬事法施行令及び施行規則が改正され、医薬品及び医療機器の検定合格証紙が時代の変化に対応するためとの趣旨で廃止されるとともに一定の担保措置を導入することとなりました。本通知は、主にワクチンや血液製剤等において封を施していた検定合格証書について、本年7月1日の改正政令及び改正省令の施行に伴い廃止されることについて、周知を求めるものです。併せて、厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び同局監視指導・麻薬対策課長より、「薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱い等について」の通知が各都道府県衛生主管部(局)等宛に発出されていることを申し添えます。

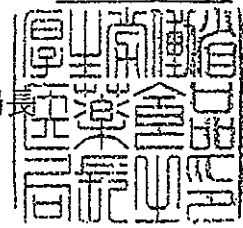
なお、平成27年6月30日までの間は経過措置期間が設定されていることにご留意いただければと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

薬食発0611第6号
平成25年6月11日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

標記について、各都道府県知事宛てに別添のとおり通知いたしましたので、関係者に対する周知の御配慮を願います。



薬食発 0611 第3号
平成25年6月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

薬事法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第19号。以下「改正政令」という。）については平成25年1月30日に、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第78号。以下「改正省令」という。）については平成25年6月11日に公布され、平成25年7月1日から施行することとされたところである。

これらの改正それぞれの趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、平成25年7月1日より適用する。

記

第1 検定合格証紙の廃止に係る改正関係

1 改正の趣旨

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医療機器の検定（以下「検定」という。）にあたっては、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「令」という。）第60条及び第61条の規定により、医薬品又は医療機器が検定に合格したときは、検定機関は都道府県知事に所要数の検定合格証紙を送付しなければならないこととされ、また、都道府県知事は、薬事監視員に検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に検定合格証紙で封を施させなければならないこと等とされてきたところであるが、今般、時代の変化に対応するため、検定合格証紙について廃止する一方、検定合格証紙が有していた役割を踏まえ一定の担保措置を導入することとし、令及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行ったものであること。

2 検定の結果の通知及び検定合格証明書

- (1) 検定機関は、検定の結果を都道府県知事に通知するとともに、当該医薬品又は医療機器が検定に合格したときは、検定合格証明書を都道府県知事に送付しなければならないこととしたこと（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第60条第1項関係）。
- (2) 都道府県知事は、(1)により検定の結果の通知を受けたときは、これを出願者に通知し、かつ、検定合格証明書の送付を受けたときは、これを出願者に交付しなければならないこととしたこと（新令第60条第2項関係）。
- (3) 検定合格証紙の廃止に伴い、次に掲げる場合でなければ、改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第199条第2項の試験品を採取した箱その他の容器の封印を解いてはならないこととしたこと（新規則第199条第3項関係）。

① 薬事監視員が次に掲げる場合に該当する場合に解く場合

ア 3(1)本文の規定により、出願者が3(1)本文の表示を付そうとする場合

イ 3(1)ただし書の規定により、医薬品又は医療機器が緊急に使用される必要がある場合

② 検定に不合格の通知を受けた後、出願者が解く場合

3 検定に合格した医薬品等に係る表示及び表示の確認

- (1) 出願者は、2(2)により検定合格証明書の交付を受けたときは、検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に、検定に合格した旨及び検定の合格年月日の表示を付さなければならないこととしたこと。ただし、当該医薬品又は医療機器が緊急に使用される必要があるため当該医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に当該表示を付すいとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定するものである場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでないこと（新令第61条第1項及び新規則第201条第2項関係）。

なお、検定の合格年月日は、検定合格証明書が発行された日をいうものであること。

また、上記の「その他厚生労働省令で定める場合」については、現時点で定めてはいないこと。

- (2) 都道府県知事は、薬事監視員に(1)の表示が付されていることを確認させなければならないこととしたこと（新令第61条第2項関係）。
- (3) 検定の出願者は、当該検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包の見やすい場所に、(1)の表示を付さなければならないこととしたこと（新規則第201条第1項関係）。

- (4) (2)の確認は、(1)の表示が付されている医薬品又は医療機器の数量及び当該数量が適切であることを示すために必要な資料の確認により行うものとしたこと（新規則第201条第3項関係）。
- (5) なお、(1)の表示及び(2)の確認は、検定に合格した医薬品又は医療機器が販売され、授与され又は販売若しくは授与の目的で貯蔵され、若しくは陳列されない場合、すなわち、例えば、次のような場合には行う必要がないので留意すること。
 - ① 検定に合格した医薬品又は医療機器が、販売され、授与され又は販売若しくは授与の目的で貯蔵され、若しくは陳列される前に出願者により廃棄される場合
 - ② 当該医薬品又は医療機器の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合であって、合格した検定が最終段階の検定以外の検定であり、当該医薬品又は医療機器について次の製造段階においても検定を行う場合

4 様式関係

- (1) 検定合格証明書の様式について、別添1のとおりとしたこと（新規則第200条第1項及び様式第96関係）。
- (2) 検定合格証紙の様式を廃止したこと（改正省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第200条関係）。
- (3) 規則様式第95に規定する検定申請書の様式について、検定合格証紙の枚数欄の削除等を行い、別添2のとおりとしたこと（新規則様式第95関係）。
- (4) 規則第202条に規定する検定記録表について、様式を別添3のとおりとしたこと（新規則様式第97関係）。
- (5) 2(2)の、都道府県知事が検定の結果を出願者に通知する場合の様式について、別添4のとおりとしたこと。

5 附則関係

- (1) 改正政令及び改正省令の施行期日は、平成25年7月1日としたこと（改正政令附則第1条及び改正省令附則第1項関係）。
- (2) 平成25年6月30日までに改正政令による改正前の令第58条の規定によりされた申請及び(3)の経過措置の適用を受けた検定については、2、3及び4にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと（改正政令附則第2条関係）。
- (3) 改正政令の施行の際現に法第14条若しくは第19条の2の承認又は同法第23条の2の認証を受けている医薬品又は医療機器の検定については、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間は、なお従前の例によりその申請をすることができることとしたこと（経過措置）。ただし、当該医薬品又

は医療機器の検定について、新令第58条の規定による申請をしたことがある場合は、この限りでないこと（改正政令附則第3条関係）。

このことに鑑み、検定の申請の際に用いる検定申請書の様式は、以下のとおりであること。

ア 経過措置の適用により、なお従前の例により検定の申請を行う場合 旧規則様式第95

イ 新令に基づき検定の申請を行う場合 新規則様式第95

- (4) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（（5）において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととしたこと（改正省令附則第2項関係）。
- (5) 改正省令の施行の際現にある旧様式（旧様式第96を除く。）による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと（改正省令附則第3項関係）。

6 関連通知の取扱い等

- (1) 昭和42年12月27日付け厚生省発薬第318号厚生事務次官通知「国家検定業務の厳正な実施および医薬品製造業者に対する監視指導体制の強化について」はその効力を失うこととなったので留意すること。
- (2) 昭和36年5月20日付け薬発第201号厚生省薬務局長通知「検定合格証紙の取扱い（前渡）について」はその効力を失うこととなったので留意すること。

なお、5（2）の経過措置により、従前の例により申請された検定における検定合格証紙の取扱いについては、なお従前の例によることとすること。

第2 指定製剤の検定の申請に係る改正関係

1 改正の趣旨

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第87号）により、規則第197条第2項第1号に規定する指定製剤に係る検定の申請の際には製造及び試験の記録等を要約した書類（以下「製造・試験記録等要約書」という。）を添えて提出すること等としたところであるが、製造・試験記録等要約書の特性に鑑み、いわゆる中間段階における検定の申請においては、製造・試験記録等要約書の提出を不要として自家試験の記録を記載した書類を提出することとし、規則について所要の改正を行ったものであること。

2 検定の申請時に添える書類

- (1) 検定（医薬品の検定に限る。以下2において同じ。）の申請にあたり、検定申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとしたこと（新規則第19

7条第2項関係)。

① 生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定製剤」という。)の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、最終段階の検定の申請に限る。)である場合にあつては、以下に掲げる書類

ア 申請に係る同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造・試験記録等要約書

イ 申請に係る品目の承認書(当該品目について法第14条又は第19条の2の承認の際に交付される書類(当該品目について法第14条第10項(法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の届出をしている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。)の写しを含む。)をいう。)の写し

② ①以外の検定の申請にあつては、自家試験の記録を記載した書類

(2) (1) ①イの承認書は、前回の検定の際に既に提出されている当該承認書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができること(新規則第197条第3項関係)。

3 検定申請書の様式

検定申請書の様式について、当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては当該申請に係る製造段階の別を記載することとし、別添2のとおりとしたこと(新規則様式第95関係)。

4 附則関係

第1の5(1)、(4)及び(5)と同様であること。

5 関連通知の改正

平成24年9月25日付け薬食発0925第6号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」の記の第1の1を次のとおり改めること。

1 検定の申請関係

(1) 薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第43条第1項の規定による医薬品の検定(以下「検定」という。)の申請にあたり、検定申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとしたこと(改正省令による改正後の薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)(以下「新規則」という。)第197条第2項関係)。

ア 生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定製剤」という。)の検定の申請(当該指定製剤の検定

が二以上の製造段階について行われるべき場合にあっては、最終段階の検定の申請に限る。) にあっては、次に示す書類

- ① 申請に係る同一の製造番号又は製造記号の医薬品について作成した製品の製造及び試験の記録等を要約した書類(以下「製造・試験記録等要約書」という。)
- ② 申請に係る品目の承認書(当該品目について法第14条又は第19条の2の承認の際に交付される書類(当該品目について法第14条第10項(法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の届出をしている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内容に係るものに限る。)の写しを含む。)をいう。以下同じ。)の写し

イ ア以外の検定の申請にあっては、自家試験の記録を記載した書類

- (2) (1)ア②の承認書は、前回の検定の際に既に提出されている当該承認書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができること(新規則第197条第3項関係)。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、検定の申請に当たり当該医薬品を保有する施設の所在地の都道府県知事に提出する書類及びその部数は、次のとおりとすること。

なお、提出された書類(ア③の書類を除く。)のうち各1部は、申請を受けた当該都道府県において受領されるものであり、残部は国立感染症研究所に提出されるものであること。また、ア③の書類1部は、当該都道府県を經由して国立感染症研究所に提出されるものであること。

ア 指定製剤に該当する品目に係る検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあっては、最終段階の検定の申請に限る。)である場合

- ① 検定申請書 2部
- ② 製造・試験記録等要約書 4部
- ③ 当該品目に係る承認書の写し(前回の検定の申請時に提出したものから変更がない場合を除く。) 1部
- ④ 当該品目に係る外国製造業者が作成した、製造記録等を記録した文書(参考資料として添付する場合。) 2部

イ ア以外の場合

- ① 検定申請書 2部
- ② 自家試験の記録を記載した書類 4部

第3 その他の改正関係

- (1) 以下の記載事項について、輸入品に係る事項を廃止したこと(新規則第19

8条第1項、第199条第1項、様式第95及び様式第97関係)。

- ア 規則第198条第1項に規定する容器への記載事項
- イ 規則第199条第1項に規定する容器への記載事項
- ウ 検定申請書の記載事項
- エ 検定記録表の記載事項

(2) (1)に係る附則関係については、第1の5(1)、(4)及び(5)と同様であること。

(別添1)

検 定 合 格 証 明 書

第

号

出願者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

出願者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

医薬品又は医療機器の名称	合格番号	製造番号又は 製造記号	数量	備考

上記の (医薬品)
(医療機器) は、薬事法第四十三条 (第一項)
(第二項) に規定する検定に合格したこ
とを証明する。

年 月 日

国立感染症研究所長

印

国立医薬品食品衛生研究所長

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(別添2)

収入
印紙

検定申請書

製造販売業者又は選任製造販売業者の 氏名		
製造販売業者又は選任製造販売業者の 住所		
検定に係る医薬品又は医療機器を保有 する施設の名称及び所在地		
医薬品又は医療機器の名称		
製造番号又は製造記号		
製造年月日		
容器又は被包	種類	
	数量	
試験品の数量		

上記により、医薬品、医療機器の検定を受けたく申請します。

年 月 日

出願者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

出願者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

国立感染症研究所長

殿

国立医薬品食品衛生研究所長

第 号	
年 月 日	
都道府県	知事 印
経由	
薬事監視員氏名	印
試験品採取年月日	年 月 日

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A・4とすること。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 この申請書は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
- 6 この申請に係る医薬品又は医療機器の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品又は医療機器の名称欄に併せて記載すること。

(別添3)

検 定 記 録 表

製造販売業者又は選任 製造販売業者の氏名			
製造業者の氏名			
品目の名称		合否決定年月日及び対象 数量	
製造番号又は製造記号		封印解除年月日及び対象 数量	
製造年月日及び製造数 量		合格年月日を表示した年 月日及び対象数量	
検定申請年月日及び申 請数量		都道府県確認年月日及び 対象数量	
抜取り年月日及び抜取 り数量		出荷判定年月日及び対象 数量	
薬事監視員の氏名		抜取り	
		封印解除	
		確認	
の合 別否		合格番号	
		不合格品の処置	
備 考			

(注意)

- 1 この記録表は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
- 2 検定合格証明書の交付を受けた場合にあつては、この記録表とともに保管すること。

(別添4)

第 年 月 日

(出願者名) 殿

(関係部局の長) 印

検定の結果の通知について

貴殿から申請があった検定について、薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第60条第1項に基づき結果の通知があったので、同条第2項に基づき、当該検定の結果を下記の通り通知する。

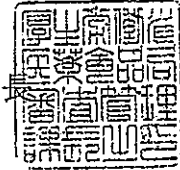
記

検定申請 年月日	医薬品又は医療機器 の名称	製造番号又 は製造記号	数量	合否

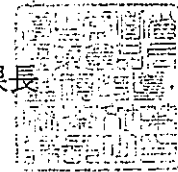
薬食審査発0611第4号
薬食監麻発0611第18号
平成25年6月11日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱い等について

標記について、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに別添のとおり通知いたしましたので、関係者に対する周知の御配慮を願います。

(別添)



薬食審査発0611第1号
薬食監麻発0611第15号
平成25年6月11日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱い等について

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第43条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医療機器の検定(以下「検定」という。)については、平成25年1月30日に公布された薬事法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第19号。以下「改正政令」という。)及び平成25年6月11日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第78号。以下「改正省令」という。)により、検定合格証紙について廃止する一方、検定合格証紙が有していた役割を踏まえ一定の担保措置を導入すること等とされたところである。

改正政令及び改正省令は平成25年7月1日に施行されるが、改正政令による改正後の薬事法施行令(昭和35年政令第11号)(以下「新令」という。)及び改正省令による改正後の薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)(以下「新規則」という。)の適用に当たっては下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、平成25年7月1日から適用する。

記

1 検定機関による情報の公開

検定機関は、検定を行った医薬品又は医療機器(以下「医薬品等」という。)が検定に合格したときは、当該医薬品等に係る以下の事項について、電気通信回線を通じて公

表するものとする。ただし、当該検定が二以上の製造段階について行われるべき場合における最終段階の検定以外の検定である場合は、この限りでないこと。

- ① 一般的名称
- ② 出願者の名称
- ③ 検定の合格年月日
- ④ 製造番号又は製造記号

2 出願者による表示等

- (1) 新令第61条第1項に基づき検定に合格した医薬品等を収めた容器又は被包に付される表示は、見やすい場所に付されるものであれば、原則としてその形式は問わないこと。
- (2) 新規則第201条第1項及び第2項に規定する検定に合格した旨及び検定の合格年月日の表示は、例えば次のような表示とすることで差し支えないこと。

検定合格年月日 YYMMDD

3 新規則第201条第3項に規定する必要な資料

- (1) 新令第61条第2項の規定により都道府県知事が行う確認について、新規則第201条第3項に規定する当該数量が適切であることを示すために必要な資料は、以下のものとする。

- ① 検定記録表（新規則第202条に基づき作成される検定記録表をいう。以下同じ。）

- ② 当該医薬品等に使用する添付文書、個装箱、ラベル等の在庫に係る記録

- (2) (1)②の記録は、例えば別紙様式に示す出納記録表及び現場の在庫管理票（写しを含む。）等をいうこと。

なお、確認に使用する記録の具体的な対象や様式の詳細は、出願者と都道府県知事との協議の下で定めることとして差し支えないが、これらの確認は、医薬品等が法第43条に違反して販売等されないために行うものであるから、その趣旨を損なうことのないよう十分に留意すること。

- (3) (1)において確認した資料は、原則として以下に示す期間のうちより長期である方の期間、都道府県において写しを保管すること。なお、これらの資料については、当該品目について法第14条第6項に基づき行われる製造管理又は品質管理の方法の基準適合性に係る調査等において必要がある場合に、当該調査等を行う者が都道府県に照会する場合があるので留意すること。

- ① 5年

- ② 当該品目に係る次回の検定の申請がなされ、かつ当該次回検定に係る医薬品等について(1)の確認が完了するまでの期間

4 出荷後の確認

- (1) 出願者が、検定に合格した医薬品等を市場へ出荷した場合にあっては、都道府県

知事は、遅滞なく、以下の資料を確認するものとする。

- ① 検定記録表
 - ② 出荷に係る伝票（写しを含む。）
- (2) (1)の確認は、必ずしも出荷の都度行う必要はなく、例えば1ヶ月分をまとめて確認することとしても差し支えないこと。また、必ずしも実地に確認を行う必要はなく、郵送等された資料の写しを確認することとしても差し支えないこと。
- (3) (1)において確認した資料は、原則として以下に示す期間のうちより長期である方の期間、都道府県において写しを保管すること。なお、これらの資料については、法第14条第6項に基づき行われる製造管理又は品質管理の方法の基準適合性に係る調査等において必要がある場合に、当該調査等を行う者が都道府県に照会する必要があるので留意すること。
- ① 5年
 - ② 当該品目に係る次回検定の申請がなされ、かつ当該次回検定に係る医薬品等について(1)の確認が完了するまでの期間

5 制度移行前の確認

- (1) 新令及び新規則に基づき、当該品目について初めて検定の申請を行おうとする場合にあつては、出願者は、当該品目に係る製造管理又は品質管理の方法（改正政令及び改正省令に係る部分に限る。）の基準適合性について、厚生労働大臣又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構の調査による確認を受けること。ただし、当該品目が新令及び新規則の施行後に承認された品目（以下「新規品目」という。）である場合にあつては、当該確認を受けたものとみなすこと。また、出願者が当該検定の申請を行う場合にあつては、当該検定の申請書に、上記の確認を受けた旨又は当該品目が新規品目である旨を付記すること。
- (2) 監視指導・麻薬対策課は、当該品目が(1)の確認を受けたことについて、関係する都道府県に伝達するものとする。
- (3) 新令及び新規則に基づく検定の申請を都道府県において受理しようとする場合には、(2)により伝達された情報を踏まえ、当該品目について(1)の確認が行われたこと又は当該品目が新規品目であることについて確認すること。なお、改正政令附則第3条の規定により、一旦新令及び新規則に基づく検定の申請を行った場合にあつては、当該品目については、改正政令による改正前の薬事法施行令及び改正省令による改正前の薬事法施行規則に基づく検定の申請を行うことはできないので、併せて留意すること。

6 承認された事項の変更が必要な場合

新令及び新規則に基づき検定の申請を行うため、当該品目について、検定合格証紙を貼付する工程の変更に関連して承認事項の一部を変更する必要がある場合は、法第14条第10項の規定に基づく承認事項の軽微変更届出を行うこと。その際、軽微変更届書の「備考」欄に、「「薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱い等について（平成25年6月11日付け薬食審査発0611第1号・薬食監麻発0611第1

5号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知」による届出」と記載すること。

(別紙様式)

〇〇(販売名)の添付文書に関する出納記録表^{注1} (様式例)

(製造所: 〇〇株式会社〇〇工場)

年月日	入庫数量	出庫数量 ^{注2}	在庫数量	添付文書の製造番号又は製造記号 ^{注2}	包装使用数	廃棄数	包装対象製品の製造番号又は製造記号 ^{注2}	封印解除製品数 ^{注3}	包装終了年月日 ^{注4}	備考	担当者印/サイン
(記載例)											
2013/4/6	10,000		15,860								〇〇
2013/4/6		5	15,855							参考品として保管	〇〇
2013/4/15		1,800	14,055	PQ098	1,750	50	A1234	3,500	2013/4/16		□□
2013/4/15		1,800	12,255	PQ099	1,750	50	A1234	✓	2013/4/16		□□
2013/5/5		3,500	8,755	PQ099	3,470	30	A1235	3,470	2013/5/6		□□
2013/7/1		2,450	6,305	PQ100	2,409	41	A1236	2,410	2013/7/2	製品1本破損	〇〇

(注1) 本記録表は、製造所ごとに作成すること。
 (注2) 同一日の出庫であっても、包装対象製品又は添付文書の製造番号又は製造記号が異なる場合には、当該番号又は記号単位で記載すること。
 (注3) 封印解除製品数は、製品の検定合格の後、薬事法施行規則第199条第3項第1号の規定により薬事監視員が封を解いた製品の数をいうこと。
 (注4) 包装終了年月日は、同一の製造番号又は製造記号を有する製品の包装が終了し、使用された添付文書の数量が確認された日とすること。
 (注5) 添付文書に改訂のあった場合は、旧版の廃棄等や改訂後の版の受入が判るよう記載し、備考の欄に改訂箇所を記載すること。